さがみはら地球温暖化対策協議会広報紙広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さがみはら地球温暖化対策協議会が発行する広報紙(以下「広報紙」という。)への広告掲載について、さがみはら地球温暖化対策協議会ホームページ及び広報紙広告掲載基準に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

- 第2条 広報紙に掲載することができる広告は、市民生活に関連したものとし、次の各号 のいずれにも該当しないものとする。
 - (1) 広報紙の公共性、中立性又はその品位を損なうおそれのあるもの
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動又は個人若しくは団体等の意見広告に係るもの
- (4) 青少年の健全育成に反するもの
- (5)消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの
- 2 前項各号に定めるものの詳細及び規制業種並びに事業者については、さがみはら地球 温暖化対策協議会ホームページ及び広報紙広告掲載基準に定める。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格は、次のとおりとする。ただし、編集上必要があると認める場合は、 変更することができる。

サイズ	縦 5cm×横 8cm
刷り色	フルカラー
掲載料	1回 3,000円

- 2 表紙面、中面及び最終面は、2枠を合わせて掲載することができる。
- 3 広告には、掲載希望者の事業所名、所在地、電話番号、広告である旨を明記するもの とする。

(掲載希望者の募集)

- 第4条 広告の掲載を希望する者(以下「掲載希望者」という。)の募集は、次の各号のいずれかの方法により募集する。
 - (1) 広報紙、ホームページ等による募集
- (2) その他会長が必要と認める方法

(広告の掲載料)

第5条 掲載希望者は、第3条の規定による掲載料(以下「広告掲載料」という。)を会長 の指定する期日までに、納付するものとする。 (掲載希望者の要件)

- 第6条 掲載希望者は、次の条件を全て満たしているものとする。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除 条例」という。)第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
 - (3) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除 条例」という。)第23条第1項に違反したと認められないこと。
 - (4) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
 - (5) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。) の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
 - (6)会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(広告掲載の申込み)

- 第7条 掲載希望者は、広報紙広告掲載申込書(第1号様式)に掲載しようとする広告案の 原稿を添えて、広報紙を主管する広報部の会長(以下「部会長」という)が指定する期間 内に郵送、ファックス又はEメールで申し込むものとする。
- 2 広告原稿は、掲載希望者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の決定)

- 第8条 広告の掲載の適否は、広報部会の承認を得て、部会長が決定する。
- 2 部会長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について掲載希望者に、広告掲載決定通知書(第2号様式)又は広告否掲載決定通知書(第3号様式)により通知する。

(広告掲載内容の承諾)

第9条 前条の規定により広告掲載可の決定を受けた者(以下「広告掲出者」という。)は、 掲載内容及び条件等を記載した承諾書(第4号様式)を部会長に提出する。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第10条 広告の内容及びデザインについては、さがみはら地球温暖化対策協議会及び広報 紙の信用性等を損なうことのないよう、広報部会で審査を行うとともに、掲載希望者と さがみはら地球温暖化対策協議会が必ず協議することとする。

(広告内容等の変更)

第11条 部会長は、広告の内容、デザイン等が法令に違反しているとき、若しくはそのお それがあるとき、又はこの要綱等に抵触していると判断したときは、広告掲出者に対し て広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

- 第12条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告掲出者への催告その他何らかの手続を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。
 - (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
 - (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
 - (3) 前条の規定による広告内容の変更を掲載希望者が行わないとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、広報紙への広告の掲載が適切でないと会長が判断したとき。
- 2 会長は、前項第2号から第4号までの規定により広告の掲載を取り消した場合は、納付 済みの広告掲載料は、返還しない。

(広告掲載の取下げ)

- 第13条 広告掲出者は、自己の都合により、広報紙への広告の掲載を取り下げることができる。
- 2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告掲出者は書面により会長に申し 出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、会長は、納付済みの広告掲載料は 返還しない。

(広告掲載料の返還)

第14条 前条第3項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲出者の責務)

- 第15条 広告掲出者は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告掲出者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、会長に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告掲出者の 責任及び負担において解決するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。